

申請のお忘れ

はありませんか？

法人 **200万円**

個人事業主 **100万円**

持続化 給付金

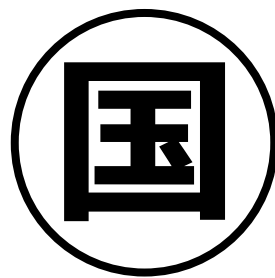
まずは商工会にご相談を！

河辺雄和商工会

☎018-882-3523

申請期間
R2.5/1~R3.1/15

新型コロナウイルス感染症の影響により
ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少



持続化給付金 に申請する
会員の皆様へ

ご準備ください！

① 2019年分確定申告書・決算書控

- ・法人は対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分の確定申告書別表一控（1枚）・法人事業概況説明書控（2枚）
- ・少なくとも申告書第一表に収受日付印があること
- ・e-Taxの場合は収受日付印の代わりに「受信通知」が必要
- ・控えのPDF、または写真データ（鮮明に撮影されたもの）

② 売上減少となった月の売上帳簿

- ・経理ソフトから抽出した売上データか
- ・エクセルなどで作成した売上データか
- ・手書きの売上帳のコピーなど
- ・上記いずれかのPDF、または写真データ（鮮明に撮影されたもの）

③ 振込口座通帳

- ・通帳の表紙と見開きページ（口座名義（カナ）が確認できるページ）
- ・電子通帳の場合は画面コピー
- ・PDF、または写真データ（鮮明に撮影されたもの）

④ 身分証明書（写真付き）

- ・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- ・または、個人番号カード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
- ・上記いずれかのPDF、または写真データ（鮮明に撮影されたもの）

申請書類のデータ化、電子申請支援を希望する方は
まずはお電話にて商工会にお問合せ下さい（☎018-882-3523）

持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金
コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
【本登録】へ

4

ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し（個人事業者の場合）

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

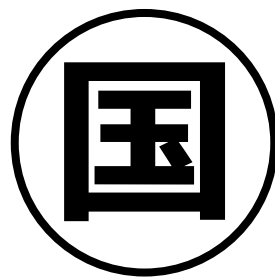
持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

申請期間
R2.5/1~R3.1/15

新型コロナウイルス感染症の影響により
ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少



持続化給付金 に申請する 会員の皆様へ

！！！！ご注意ください！！！！

收受日付印がある確定申告書の控えを紛失した方

(個人事業者等)

「納税証明書（その2所得金額用）」で代替できます。

所轄の税務署で「納税証明書交付請求手続き」を行ってください

【請求方法（3種類あります）】

- (1) オンラインで交付請求（国税庁HPをご参照ください）
- (2) 書面（納税証明書交付請求書）で交付請求

(持参するもの)

納税証明書交付請求書・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
本人確認証明書（運転免許証など）

(代理人による請求の場合)

請求書・委任状・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードの写し
本人確認証明書（運転免許証など）の写し・代理人の本人確認証明書

- (3) 郵送での請求

(送るもの)

納税証明書交付請求書・手数料の金額に相当する収入印紙
所要の切手を貼った返信用封筒・
マイナンバーカードの写しまたはマイナンバー通知カードのの写し本人確認書類の写し
(送付先) 秋田南税務署 010-0001 秋田市中通5丁目5-2

(中小法人等)

税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。**(様式自由)**で代替できます。

迷惑メール設定条件を厳しくしている方

申請HPで仮登録した後に登録メールアドレスへの返信を確認後、本登録となります。迷惑メール設定条件を厳しくしている方は返信メールを確認できなくなることもあります。予め設定条件を変更しておきましょう。